

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

平成23年度 市道西灘山手線道路維持管理委託業務について、地方自治法施行令第162条の2第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり随意契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項の規定により次のとおり公表する。

平成23年8月2日

室戸市長 小松 幹侍

(1)物品又は役務の名称及び内容	平成23年度 市道西灘山手線道路維持管理委託業務 除草工 施工延長 L=230m
(2)契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格を下回ったとき。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に該当するシルバー人材センターであること。
(4)見積書の提出場所及び提出期限	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 建設課 平成23年8月8日 午後3時必着
(5)契約に関する事務を担当する 部署の名称及び所在地	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 建設課 TEL 0887-22-5123

